ホームページの番号	5-1	. (1)		5-1 (2)	
制度所管庁	経済	産業省		経済産業省	
執 行 機 関		き共創イニシアチブ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		一般社団法人環境共創イニシアチブ	
		デーリソース次世代技術構築実証事業 グリゲーション実証事業)	令和 5	年度蓄電池等分散型エネルギーリソース次世代技術構築 (分散型エネルギーリソースの更なる活用実証事業)	実証事業
補助金名	再エネアグリゲーション実証事業	再エネ等導入事業	基盤整備事業(A事業)	DERアグリゲーション実証事業 (B事業)	DER等導入事業(C事業)
補助申請者	下記①~⑩の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を整んでいる法人 2再エネアグリゲーション乗延延業を実施する再エネアグリゲータ ー又は実証をサポートする実証他力者であり、公募要領p13で定 める補助対象経費が発生する事業であること 3再エネアグリゲーション実証事業を確実に遂行するために必要な 経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること 、補助事業において提出される成果整合内容及びデータがについて 、国、SII及び国またはSIIが秘密保持契約を締結した分析機関等 に対し提供されることについて同意できる者であること。また ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下記①~⑦の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を整んでいる法人であること ②再工本等導入事業により導入する補助対象設備の私有車であること 2、再工本等導入事業を経済に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること ③導入する再工本等設備をアグリゲーションする再エネアグリゲーターと、実証事業に係る例を結婚結できる者であること ⑤利助金の交付申請等各種手続きについて、導入する再工本等設備をアグリゲーションする再工本が可以下クラーを通じて行うこと に同意で考え事業で導入した補助対象設備の活用状況について報告を求めた際、それに対応できる者であること ⑦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下記①~⑪の要件を全て満たす者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人 ②基壁を備事業者(A事業)を実施する基壁整備事業者であり、公 要領別3で定める補助対象経費が発生する事業者であること 3補助事業を確実に遂行するために必要な経営基壁を有し、事業の 継続性が認められる者であること 8日事業にて実施する共通美証及び独自実証について、アグリケーションコュニケーターと美証に必要な連携が行える者であること と。なお、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下記①~⑪の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人 ②本事業を無妨するアグリゲーションコーディネーター、リソース アグリゲーラー又は実証協力者であり、公募要領p24で定める補助対象経費が発生する事業者であること ③補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の 継続性が認められる者であること ②補助事業とはいて提出される成果報告内容及びデータについて、 国、SII及び国またはSIIが秘密保持契約を締結した分析機関等に 対し提供もれることについて同意である者であること。また、・・・ (略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下記①~⑧の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を当んでいる法人又は個人事業主、又 は日本国内に居住がる個人であること ②補助事業により導入する補助対象設備の所有者であること ③補助事業を遂行するために必要な経営基盤(個人を除く)を有し 、事業の継続性が認められる者であること ③導入するDER等をアグリゲーションするリソースアグリゲーターと、実態参加に係を対象がを締結できる者であること ⑤補助金の交付申請等各種手続きについて、導入するDER設備等をアジリゲーションする「フェース・ジース・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーとに、記憶等をアジーン・ス・ジーの、ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーの、ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーの、ス・ジーの、ス・ジーン・ス・ジーン・ス・ジーの、ス・ジーン・ス・ジーの、ス・ジーン・ス
補助対象経費	人件費、実証経費、機器装置等の導入費	設備費、工事費、据付費	人件費、実証経費、機械装置等の導入費	人件費、実証経費、機械装置等の導入費	設備費、工事費、据付費
対 象 事 業	日本国内において、変動性の高い太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備と蓄電池等のDERを組み合わせ、需給バランス確保のための発電量予測や、リソース制御に必要となる技術等の実証をコンソーシアム単位で実施で書業であって、下記の共通実証と独自 (東証で構成されるもの (1) 共通実証 (1) 共通大に向けた検証を行うこと (1) 再生可能立場・行うこと (2) 共生可能立場・行うこと (2) 共生可能立場・行うこと (2) 共生可能立場・行うと (2) 共生可能立場・行うと (2) 共生可能立場・行うと (2) 共生可能立場・行うと (2) 本語を持ち、(2) 大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一大田・一	再エネアグリゲーション実証事業で活用を行う再エネ等設備のうち、公募要領p22~23で定める補助対象 設備を導入する事業 ※公募要領p22~23で定める補助対象設備 1 業務産業用太陽光券電設備 2 業務産業用とNテム 3 業務産業用101関連機器	1 アグリゲーションコーディネーターへ制御信号等 指令を行うこと 2 リソースアグリゲーターを含む全てのB事業者の 共通実証等の実施において、必要な要素等の提供を 行うこと。	日本国内において、蓄電池等のDERを東ねてアグリケーションを行い、A事業の基盤整備事業者からの制御信号等を受け供給力の提供や顕整力の実践等を実施する事業であって、下記の共通実証と独自政策を大きを実施する事業であって、下記の共通実証と独自政策を対していませた。 (1) 共通実証(全てのアグリゲーター(AC・RAとも)参加必須の実証し、がまれの実施が図りませて①②両方を実施との実施との実施といると、RAとも)参加必須の実証し、AC・RA単位では②スピーン・シーン・単世で①②高方を実施が図りませて、10で、AC・RA単位では②のいずれかだけの実施も可。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日事業で活用を行うリソース設備のうち、公募要領p34~36で定める補助対象設備を導入する事業 ※公募要領p34~36で定める補助対象設備 1 家庭用蓄電システム 2 業務産業用蓄電システム 3 家庭用VZH充放電設備 4 業務産業用VZH充放電設備 5 家庭用燃料電池 6 業務産業用燃料電池 7 エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器
対象設備		・業務産業用太陽光発電設備(太陽電池モジュール、 太陽電池モジュール用架台、接続箱、PCS等必要最 低限の設備費) ・業務産業用蓄電システム(蓄電システム本体機器及 び付属する制御装置、計測・表示機器・筐体等必要 最低限の設備費) ・業務産業用V2H充放電設備(再エネアグリゲーショ ン実証事業に活用するために必要最低限の設備費) ・業務産業用IoT機器(再エネアグリゲーション実証 事業に活用するために必要最低限の設備費)			・家庭用蓄電システム (SIIで登録されるパッケージ型番の範囲の 設備費) ・業務産業用蓄電システム (蓄電システム本体機器及び付属する制 御装置、計測・表示機器・筐体等必要最低限の設備費) ・家庭用型に抗な電設備・ ・家庭用燃料電池 (PCAで登録されるパッケージ型番の範囲の設備 費 業務産業用燃料電池 (燃料電池本体機器及び付属する制御装置、 計測・表示装置・筐体等必要最低限の設備費)
補助率	補助対象経費の1/2以内	①業務産業用蓄電システム 1/3以内 ②業務産業用太陽光発電設備 1/3以内 ③業務産業用VZI抗放電設備 1/2以内 ④上記設備の新規導入に併せたIoT機器 定額 ⑤既設のDER等をIoT化させるためのIoT機器 定額	定額 (1/1)	補助対象経費の1/2以内	①蓄電システム(設備費、工事費) ②V2H充放電設備(設備費) 1/2以内、(工事費) 定額 ③家庭用燃料電池(設備費、工事費) 定額 ④上記設備の新規導入に併せたIoT関連機器 定額 ⑤既設の家庭用DERをIoT化させるためのIoT関連機器 定額
上限/下限	【1事業者あたりの補助上限額】 コンソーシアムリーダー 1億円 再エネアグリゲーター及び実証協力者 2,000万円	①公募要領p29の2条件を両方満足 5.3万円/kW(蓄電容量) 公募要領p29の2条件を一つでも不満足 4.8万円/kW(蓄電容量) ②8万円/kW(定格出力) ③200万円/台 ④5万円/申請 ⑤10万円/申請	【1交付申請あたりの補助上限額】 1億円	【1事業者あたりの補助上限額】 アグリゲーションコーディネーター 5,000万円 リソースアグリゲータ及び実施協力者 3,000万円	①公募要領p38の2条件を両方満足 3.2 (TP0モデル:4.7) 万円/kW (蓄電容量) 公募要領p38の2条件を一つでも不満足 2.7 (TP0モデル:4.2) 万円/kW (蓄電容量) ②(設備費) 75万円/台、(工事費) 40万円/台 ③4万円/台 ④5万円/申請
公募期間	2023/04/21~2023/05/16	再エネアグリゲーター採択後~2023/12/22	2023/04/21~2023/05/16	2023/04/21~2023/05/16	B事業者採択後公表~2023/12/22
注 意 事 項					

ホームページの番号	5-2 (1)	5-2 (2)	5-3 (1)	5-3 (2)	5-3 (3)	5-3 (4)		
制度所管庁	経済	<b></b>	0 0 (1)	環	境省	0 0 (1)		
執 行 機 関		<b>き共創イニチアチブ</b>		一般社団法人地域循環共生社会連携協会 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金				
補助金名	令和5年度系統用蓄電池等導入・配電網合理化	等再生可能エネルギー導入加速化事業費補助金		地域脱炭素実現に向けた再エネの最	大限導入のための計画づくり支援事業			
7世 切 立 石			地域の再工ネ目標と意欲的な脱炭素の取組の	再エネ促進区域の設定等に向けた	公共施設等への太陽光発電設備等の	官民連携で行う地域再エネ事業の実施・		
	系統用蓄電池等導入支援事業	系統用蓄電池等実証支援事業 I	検討による計画策定支援事業(第1号事業の1)	ゾーニング支援事業(第1号事業の2)	導入調査支援(第1号事業の3)	運営体制構築支援事業(第1号事業の4)		
補助申請者	下記の①〜⑩の要件を全て満たす者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人 2補助事業により導入する補助対象股債の所有者及び使用者 ④系統連系協議研究等の確認等のため、交付申請等本事業を通じて 提出する情報を、国及び診断地域の一般送配電事業者に提供する ことに同意できる者であること。また、当該情報を各種制度設計 等の検討のために国及びSII、又は秘密体持契約を結婚した分析 場関等が利活用することに同意できる者であること。 ③入する蓄電システム又は水電解装置に関する下記基本スペック (カタログ値)※に関して、実績報告時までにSIIに提出できる 者であること ※は(略) 一名種市場等を通じて調整力等の供出等を開始した日(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下記の①~⑥の要件を全て満たす者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人 ②混雑緩和型蓄電システム等の活用を想定した系統混雑緩和等の実 証・事前検討を主体となって行う事業者 ③本事業を確実に遂行するための経営基盤を有し、事業の継続性が 認められる ④実証・事前検討の進捗状況及び成果等についての報告を求めた際 、それに対応できる者 に実証・事前検討の有効性に関する分析・検討・評価を行うための データを取得できる者。	地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組 合又は広域連合)	地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)	・地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合) ・地方公共団体と共同して実施する民間事業者 ・その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者	・地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事 務組合又は広域連合) ・その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者		
補助対象経 費	設計費、設備費、工事費	人件費、諸経費	業務費	業務費	業務費	業務費		
対 象 事 業	日本国内において、太陽光・風力等変動再エネのさらなる導入加速化のため、各種電力市場を通じ調整力等を供出する以下の①又は②のいずれかの設備を新規で導入する事業 ① 蓄電システム (1) を有での取引等 (1) を予している。 (2) を全て満たす蓄電システム (1) を予している。 (2) を存している。 (2) を存している。 (3) を表に直接接続する設価であ路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日本国内において、一般送配電事業者以外の事業者が保有する系 規用の審電システムや水電解装置を活用し、常時は市場等を介して 調整力等を提供しつつ、設備等が連携する系統に混雑が発生した場合。価能と供しつつ、設備等が連携する過程の緩和等に貢献する合価が発力を表が記載を回避しつつ、既存の系 統の有効活用等を行い、再工本の出力制御の回避等に貢献する所 統の有効活用等を行い、再工本の出力制御の回避等に貢献する。 一部提供することで、確力系統の機能の自動を作る法とす事業 (以下、混雑銀和型蓄電シスナム等)による実証、または事前 検討をあること。また、いずれも電力系統側への定格出力(消 費電力)の合計が2,000kw以上の設備であり、ローカル系統以上 に接続者のること。は、いずれも電力を開発しました。 (2)家証・事前検討を活用といる設備であり、ローカル系統以上 に接続者のよこと、(2)水電解装置 (2家証・事前検討を活用との要件は(略) (3対象となるローカル系統以上の影像を提和等することを前提と を満たすこと ※以下の要件は(略) (3対象となるローカル系統以上の影像を提和することを前提と を満たすこと ※以下の要件は(略) (4)作成する報告書には、事前検討を行い、その内容を報告すること (4)作成する報告書には、事前検討の内容を報告すること (4)作成する報告書には、事前検討の内容を報告すること (4)作成する報告書には、事前検討の力を当まれてお り、実績報告時に提出できる。報告書の作成においてお り、実績報告時に提出できる。報告書の作成においてお り、実績報告時に提出できる。報告書の作成においてお 2)を検討項目は、第20分割を表している者、混雑 緩和型蓄電システム等の制御システムメーカー、混雑緩和登蓄電 システム等を既に所有、もしくは今後所を計画している者。 (3)定機報和望蓄電システム等の制御システムメーカーと (3)定機報和望蓄電システム等の制御システム等者を計画し一般送配電事業者を除く)等に、送電事業者または一般送配電事業者を加えたコンソーシアム形式にて検討をすること	ア 2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する 事業であること イ 70日標や地域脱炭素の実現に向けた新たな政策及び施策を構 想する事業であること ウ アで策定する目標及び・で構想した施策等は、地球温暖化対策 の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編) )に適切に反映されることが削度であるまで計画。(区域施策編) )に適切に反映されることが削度である。 エ 70目標策定及びイの施策等の構想を行う上で必要な調査・検 討内容が、次のいずれかに該当すること。ただし、Ⅱ及びⅢは必 ず含むこと。 I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効 果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入のために必 要な情報の分析並びにこれを踏まえた母末の温室効果ガス排出 量に関する推計(複数のパターンでの推計であること) II 2050 年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるへき将来像 の実現及見限えた。再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成 III 作成した目標及び地域附近素を実現するために必要な政策及 び重要な施策に関する構想の策定 IV Ⅱ及びⅢの業級に同けた進捗管理のための指標及び体制構築 の検討 オ 環境省が主管する地域脱炭素や実現に向けた人特質のための各 程セミナーや関連する説明会、勉強会等に積極的に参加し、脱炭 素に質する知識・ノウハウの習得を図ること。また、環境省から 脱炭素に関するセミナーへの講師参加等の依頼があった場合は、 協力すること。	ア 円滑な再エネ (風力、太陽光等) 導入のための促進区域の設定 等に向けたゾーニング等の取組を行う事業であること イ アの取組の結果、取りまとめをれたゾーニング報告書は、補助 事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月以内に公表すること ウ アの取組の結果は、取りまとめ後止が公共団体実行計画(区 域施策網)に反映することとし、特に陸上の事業を対象とする場 合は、都道府県においては「都道府県基準」、市町村においては 「促進区域等」に適切に反映されることが前提であること エ アの取組を行う上で必要な調査・検討内容が、次に掲げる事業 のいずれかに該当すること I 地域の自然的、経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集 を行う事業 II Iに追加的な環境調査等を実施する事業 II I I 及びIIに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見 聴取を行う事業 IV IからⅢを踏まえたゾーニングマップ案を作成する事業	ア 地方公共団体が保有する公共施設等について、2050年までの脱 放業社会に向け、地域脱炭素ロードマップ等に位置付けられた率 先導入目標(2030年には設置可能企業物等の約50%に太陽光発 電設値を導入等)の達成を見据えた太陽光発電設備の導入可能性 調査であること イ 調査の結果は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地 方公共団体実行計画に適切に反映されることがあること が 相助事業の完了後、環境者が提供することがあることがあるため、 、調査の結果は、に当該事業の成果等を反映することがあるため、 、調査の結果がら得られた必要となる情報を環境名に提供すること と エ 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光 免電設備等の導入状況について、補助事業者が自ら公表すること ナ アの調査をする上で必要な検討内容が、次に掲げるもののい ずれかに該当すること。ただし、皿は必ず含むこと。 1 考慮すべき地域特性、環境特性等(建築物や周辺環境等の確 認のための現地調査を含む、の調査・検討 II 秀電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模 等の調査・検討 II 秀電電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調 査・検討 II 秀電電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調 査・検討 II 秀電電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調 査・検討 IV 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効 果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討	ア 地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業 形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され 、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業(地域 再エネ事業)に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営 体制の構築を行う事業※であること イ アの事業の内容が欠に掲げるもののいずれかに該当すること 1 地域再エネ事業の実施に当たって、地域のエネルギー 要及 び供給できるエネルギーを把握するための調査・検討 11 地域のエネルギー等部と行うスに助した需給電力法及びエネルギーシステムを構築するための調査・検討 11 地域再エネ事業の事業性、継続性を確保しつつ、地域の経済 の・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム、実施体制 を構築するための調査・検討 IV 地域再エネ事業に係る事業採算性を評価するための調査・検 討 IV 地域再エネ事に係る事業採算性を評価するための調査・検 計 IV 北域のドルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマルマ		
対象 設 備	①蓄電システム(電力系統側への定格出力が1,000kW 以上の設備等、5要件あり) ②水電解装置(定格消費電力が1,000kW以上の設備等 、5要件あり)							
補助率	蓄電システム 1/2以内 ①新型蓄電システム 1/2以内 ②電力系統側への定格出力が1,000kW以上10,000kW未満 1/3以内 ③電力系統側への定格出力が10,000kW以上 1/2以内 水電解装置 2/3以内	1/2以内	ア 都道府県・政令指定都市・中核市・施行時特例 市 1/2 イ 上記以外の財政力指数0.51以上の地方公共団体 2/3 ウ 上記以外の財政力指数0.51未満の地方公共団体 3/4	3/4	3/4	ア 地方公共団体が出資し、若しくは出資を予定しており、かつ、地方公共団体、地元企業(地域金融機関を含む)・団体及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合又は地域金融機関が出資し、かつ、地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合、フェールでは、1/2 である場合(アの場合を除く。) 1/2 で上記以外の場合 補助率 1/3		
上限/下限	蓄電システム ①新型蓄電システム 20億円 ②電力系統側への定格出力が1,000kW以上10,000kW未満 10億円 ③電力系統側への定格出力が10,000kW以上 20億円 水電解装置 20億円	【補助上限額】 2,000万円/申請	【補助上限額】 800万円	【補助上限額】 2,500万円	【補助上限額】 800万円	【補助上限額】 2,000万円		
公募期間	2023/04/25~2023/05/23	2023/05/24~2023/06/14	2023/04/17~2023/05/16	2023/04/17~2023/05/16	2023/04/17~2023/05/16	2023/04/17~2023/05/16		
注意事項								

ホームページの番号	6-1 (1)	6-1 (2)	6-2 (1)	6-2 (2)	6-2 (3)
制度所管庁 執 行 機 関		境省 盾環共生社会連携協会	一般社団法人環境	環境省 技術普及促進協会	環境省地球環境局地球温暖化対策課
<b>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ </b>		F出抑制対策事業費補助金		令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	
補助金名		党炭素化移行促進事業 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業		空港・港湾分野における脱炭素化促進事業	海事分野における脱炭素化促進事業
	グリーンスローモビリティ―導入促進事業	(LRT·BRT導入利用促進事業)	空港における脱炭素化促進事業	港湾における脱炭素化促進事業	(うちLNG燃料システム等導入支援事業)
補助申請者	①民間企業(導入する設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む) ②地方公共団体 ③一般社団法人・一般財団法人 ④特定非営利活動法人 ⑤道路運送法施行規則第48条第二号から第八号に掲げる者 ⑥その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合②民間企業 ③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 《LRT・BRT導入のために必要な設備・車両等を①から③の者に対し、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業 ⑤その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者(法人格を有する者に限る)	①民間企業 ②地方公共団体 ③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ④その他環境大臣の承認を経て機構が認める者 ⑤補助対象設備等を①~④にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業	公	本邦の海運事業者であり、補助事業に係る船舶の所有者(船舶所有者になることを予定している者を含む)であること
補助対象経 費	工事費 (本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費) 、設備費、業務費、事務費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	工事費 (本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費) 、設備費、業務費、事務費		工事費 (本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費
対象事業	以下に示すすべての要件を満たすもの ア エネルギー起源二酸化炭素排出の削減効果が定量的に示されて おり、かつ算定機が明確かつ妥当性が認められること ・ 地域交通の脱炭素化のみならず、地域交通の維持・確保、高齢 ・ 化対策、観光振興等の、他の地域課題を同時解決する事業である こと ・ 主行経路に公道が含まれること ・ 主部機構の事故であること。なお、車両設備導入時には当該車両に 関する安全走行教育を受けているまたはその予定があること ・ 域での公道の走行、興降場所等について、所でがあること ・ 域での公道の走行、興降場所等について、所の警察署・ 地方連 ・ 場局・道路で理者へ情報提し、助言・意見を受けているまたは そ の見込みがあること ・ で見込みがあること ・ で見込みがあること ・ 1 事故の際の早急な対応や情報収集体制等の整備)が整えられ ・ 1 でいること ・ 1 事故の際の早急な対応や情報収集体制等の整備)が整えられ ていること ・ 年 原則として、登録車両の諸元から逸脱する改造をしないこと。 ただし、脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備は こ の限りでない	省C02を目的に掲げた公共交通に関する計画に基づくLRT・BRT導入のために必要な設備・車両等を導入する以下の事業 [必須事業] 幹線系統における輸送力又は速達性の向上のためのLRTシステム又はBRTシステムの整備に伴う車両の導入事業(当該車両の取得に伴って必要となる事面整備場の整備を含む) [選択事業] 幹線系統における輸送力又は速達性の向上のためのLRTシステム又はBRTシステムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステム(※)の整備 ※ 情報通信技術を活用したシステムのクケーションシステム、ICカードシステム及びPTPS等の整備事業という。	(1) 航空機燃料を活用したAPU(補助動力装置)から GPU(地上動力装置)に切り替えを行う事業である こと (2) GPUに切り替えを行うことで、50%以上のCO2排出 削減効果が見込まれること (3) 応募申請時の事業計画において、本事業により導 入するGPUの今後の再生可能エネルギー由来電力や バイオ燃料の活用等による脱炭素化に向けた計画を 盛り込むこと	まを行った。	LNG燃料による推進に必要な装置(エンジン、燃料タンク及び燃料供給システム)及びLNG燃料システムと組み合わせて効果を発揮する省602排出機器の導入に係る事業であって、以下の要件を満たすもの①補助事業に係る船舶について、LNG燃料システム及び省602排出器機によるC02排出削減対策によった、比較対象船舶(補助事では1000年代に建造されたもの)から、20%以上のC02排出削減率の改善が見込まれること。②比較対象船舶及び補助事業に係る船舶の運行データを提供すること。③補助事業に係る船舶について、内航船の場合、「内航船省エネルギー格付制度」に定める格付を取得すること。④補助事業に係る船舶に1NG燃料システム等の導入コストの削減が見込まれること
対象設備	・グリーンスローモビリティの車両(協会が登録・公開している車両、充電設備(コンセントと配電盤の改修等))・エンクロージャー、レインガード、レインカバー等(雨や風をしのぐことが出来るもの)・脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備(例えば、オンデマンドサービスを行うための呼出・予約システム、運行状況把握・表示システム、乗降場等の整備に係る設備、有償運送事業に係る計器類等)	[LRT] LRT [BRT] ハイブリッド自動車	・固定式GPU(埋設式及び地上走行式):静止型電源 装置、冷暖房装置、基礎、電力ケーブル、冷暖房用 ダクト、冷暖房用ホース、電力ケーブル等を移動さ せるための車両) ・移動式CPU(電気式及びディーゼル式):電源車、 エアコン車) ・その他機構が適当と認める設備	な	LNG燃料による推進に必要な装置(エンジン、燃料タンク及び燃料供給システム)及びLNG燃料システムと組み合わせて効果を発揮する省CO2排出機器を搭載した船舶
補助率	1/2	LRT 1/2以下 ハイブリッド自動車 1/2以下	1/2	L\	内航中小型船 : 補助対象経費の1/2以内 その他 : 補助対象経費の1/4以内
上限/下限			15, 000万円		(予算額) 5,000万円
公募期間	2023/06/29~2023/07/25	2023/05/30~2023/06/19	2023/05/25~2023/06/23		2023/06/30~2023/07/31
注 意 事 項					

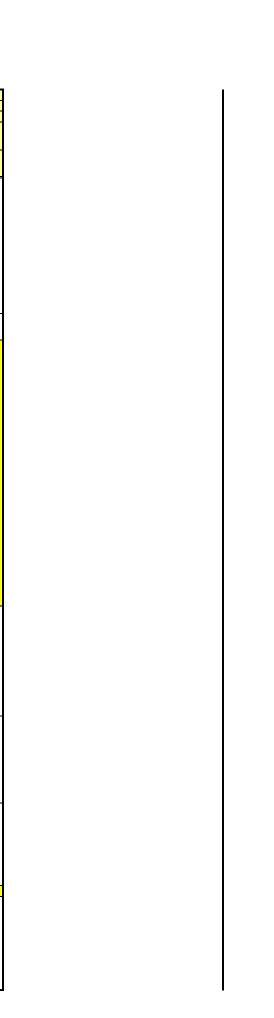
ホームページの番号	6-3 (1)	6-3 (2)	6-3 (3)	6-3 (4)	6-3 (4)
制度所管庁 執 行 機 関			環境省 公益財団法人廃棄物・3 R研究財団		
		<b>-</b>	令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 チック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入(	D. 准 重 举	
補助金名	省C02型プラスチック高度リサイクル設備導入事業	クラへ 化石資源由来プラスチックを代替する 再生可能資源由来素材の省C02型映像設備導入事業	テック貝派・並属貝派寺の放灰系至有効心用設備等等人 太陽光パネルリサイクル設備導入事業	リチウムイオン電池リサイクル設備導入事業	金属破砕・選別設備導入事業
補助申請者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公 益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公 益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公 益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公 益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①民間企業 ②一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公 益財団法人 ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
 補助対象経 費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	工事費 (本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び 試験費)、設備費、業務費、事務費
対 象 事 業	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、使用済製品等のリサイクルの促進及びリサイクルブロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図る事業であること。 を図る事業であること。 た、当に02型の資源循環高度化設備を導入すること がに、省に02型の資源循環高度化設備を導入することで、製造された再生素材の国内資源循環が安定的に見込める事業であることで、ブラスチック使用量削減に資事を導入することで、ブラスチック使用量削減に資事事業であり、国内資源循環が安定的に見込める事業であること。	日本国内の事業所において設備を設置し、従来の化石資源由来ブラスチックを代替する再生可能資源由来素材等(バイオマスブラスチック<生分解性ブラスチックを含む〉、パルブ等)の国内導入を拡大を出めとした事業であり、事業プロセス全体の省に2とを目的とした事業であり、事業プロセス全体の省C02型の資源循環高度化設備を導入する事業であること	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、太陽光パネルのリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程における、ガラス、セル及びフレームの分離を行い、素材ごとのリサイクルの高度化を図るための設備を導入する事業	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、リチウムイオン電池のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程における、放等により、有用金属を高純度でリサイクルするための設備を導入する事業	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、都市鉱山のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程におけるアルミ、銅等の金属高度破砕・選別を行い、素材ごとにリサイクルの高度化を図るための設備を導入する事業
対象設備	・廃プラスチックのリサイクルに必要な破袋、破砕、洗浄、脱水、異物除去等の前処理設備、選別及び押し出し機等の原料化する設備、リユースに必要な設備や左記設備に必要な運搬設備、貯留設備等及びそれらの設備に電源を供給する設備、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備(設備の電動機はトップランナー(IF3:国際規格)以上を使用していること。ただしインパータ駆動など除外されている電動機を除く)。	・従来の化石資源由来プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源由来素材等の製造に係る設備や左記設備の稼働に必要な運搬設備、貯留設備等及びそれらの設備に電源を供給する設備、その世別団が本補助の電動機はトップランナー(1E3:国際規格)以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。)	・対象事業の欄に記載のある太陽光パネルのリサイクル設備、付随する搬送設備、電源を供給する設備。また、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。(設備の電動機はトップランナー (IE3:国際規格)以上を使用していること。ただし、インパータ駆動など除外されている電動機を除く。)	・対象事業の欄に記載のあるリチウムイオン電池のリサイクル設備、付随する搬送設備、電源を供給する設備及び発火防止設備。また、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。(設備の電動機はトップランナー(IE3:国際規格)以上を使用していること。ただし、インパータ駆動など除外されている電動機を除く。)	・対象事業の欄に記載のある破砕・選別設備、付随する搬送設備、電源を供給する設備。また、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。(設備の電動機はトップランナー(IE3: 国際規格)以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。)
補助率	・中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3	・中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3	・中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3
上限/下限					
公募期間	2023/05/19~2023/06/16 二次公募 2023/07/04~2023/08/01	2023/05/19~2023/06/16 二次公募 2023/07/04~2023/08/01	2023/05/19~2023/06/16 二次公募 2023/07/04~2023/08/01	2023/05/19~2023/06/16 二次公募 2023/07/04~2023/08/01	2023/05/19~2023/06/16 二次公募 2023/07/04~2023/08/01
注 意 事 項	三次公募 2023/08/08~2023/09/08	三次公募 2023/08/08~2023/09/08	三次公募 2023/08/08~2023/09/08	三次公募 2023/08/08~2023/09/08	三次公募 2023/08/08~2023/09/08

ホームページの番号		6-4 (1)			6-4 (2)	
制度所管庁		環境省			環境省	
執 行 機 関		公益財団法人廃棄物・3R研究財団			公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	
	廃	令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事	事業	廃棄物処理×脱炭素化によるマルチ	令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 ベネフィット達成促進事業(うちPCBに汚染された変圧器	の高効率化によるCO2削減推進事業)
補助金名		<b>美物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成</b>		①変圧器のPCB分析調査事業 (調査事業)	②PCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換する事業	③変圧器のPCB分析調査事業及びPCB汚染変圧器を
	①廃棄物高効率熱回収事業	②-1廃棄物燃料製造事業	②-2廃棄物燃料受入事業	①友庄奋OFCD为们副且争未(副且争未)	(交換事業)	高効率変圧器に交換する事業(調査交換事業)
補助申請者	一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者(一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者に貸し渡しを行う、貸渡し(リース)を業とする者を含む。)であって、次の各号に掲げる者 ア 民間企業 イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ウ その他、大臣の承認を得て財団が適当と認める者		を含 ア 民間企業 イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ウ 法律により設立された法人 エ 個人事業主又は個人 オ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者 カ 上記のアからオに対してリース方式により高効率変圧器を導入する民間事業者			
補助対象経 費	工事費(本工事費	費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費)、設備費	、業務費、事務費	業務費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費
対 象 事 業	廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設(高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む)の設備設置・改良を行う事業であって、以下の要件を全て満たすのの設備の表しまで、以下の要件を全て満たすものの表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の	廃棄物燃料製造施設(固形燃料化・油化・メタン化・RPF化等)の設備設置・改良を行う事業であって、以下の要件を全て満たすもの1)公募要領p6の最大の設備設置・改良を行う事業のであること為なお、当該施設が、主として廃棄物燃料等含むった施設であること2)・4)・第業により、地域内での資源(廃棄物燃料等含む)・エネルギーの循環利用による新たな外部等等の創出などの地域活性化・額が、地域内に留まるよとに対した燃料費相関・組織が、地域内に留まるとは域経済の好循環が書車がでとに、電気が、の指案に資施の計画が確実かっては、大のの活用方法又は製造された燃料の利用先が確定の活用方法又は製造された燃料の利用先が確定がでの活用方法又は製造された燃料の利用先が確定がでの活用方法又は製造された燃料の利用先が確定でいて、地球温暖化防止にでする。効果を明確な根拠をもって推計できること。かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること	原棄物燃料を受け入る際に必要な設備設置・改良を行う事業であって、以下の要件を全て満たすもの 1) 公募要領p7の表の右欄の条件を活たすもののあること。なお、当該施設が、主として廃棄物を処理す李施設であること 2)・4) (原棄物燃料等含む、当該施設が、主として廃棄物燃料等含む、当該施設が、主として廃棄物燃料等含む、サールボーの循環利用まで配数がある。との地域活性化やの資源(廃棄物燃料等の創入していた燃料費相当額が地域内に留まる地域経済のが循環が創工であるなど、機済に資情であることとの事業実施の計算がであること理的であることを設定がでの活用方法を照明できるかしては、燃料の利用先が確定等しているにいては、燃料の利用先が確定等しているにいるは、製造された燃料の利用先が確定等しているにいるは、製造された燃料の利用先が確定等しているにいるに対象にできることをあることをあることをあること。かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること	1) PCBに汚染された可能性のある使用中の変圧器の調査であること 2) 本事業で発見されたPCB汚染変圧器の処理を確実に行うこと PCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換することにより生じるPCB廃棄物については、以下(7)及び(4)従い、適正に処理することなお、(7)、(4)について、完了実績報告書提出までに実施できない場合は事業スケジュール表に実施予定年月を記載すること。 (7) 本事業で発見されたPCB汚染変圧器については廃止後、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第15条において準用する第8条第1項に基づく届出書を都道府県市に提出すること (1) PCB汚染変圧器の使用を廃止したときは、低濃度PCB廃棄物処理業者との処理委託契約を締結し、適正に処理すること	1) ①「に定める調査事業又は第三者機関による分析結果、変圧器のメーカーへのヒアリング等により明らかになった使用中のPCB汚染変圧器であること2) 本事業で発見されたPCB汚染変圧器の処理を確実に行うこと PCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換することにより生じるPCB廃棄物については、以下(7)及び(4)従い、適正に処理すること(7) 本事業で発見されたPCB汚染変圧器については廃止後、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第15条において準用する第8条第1項に基づく届出書を都道府県市に提出すること(4) PCB汚染変圧器の使用を廃止したときは、低濃度PCB廃棄物処理集者との処理委託契約を結結書に提出までに実施できない場合は事業ストル表に実施予定年月刻率変圧器があること、エネルギーの使用の合理化及び非化条に制度であること、エネルギーのの転換等に関する法律施行令第18条第18号に掲げる変圧器が、変圧器のエネルギー消費機器等製造事業準エネルギー消費効率に対し、省エネルギー連載であること、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	1) PCBに汚染された可能性のある使用中の変圧器の分析調査及び調査により発見されたPCB汚染変圧器の交換を一体的に行うこと 2) PCB汚染変圧器の交換により生じるPCB廃棄物の処理を確実に行うこと PCB汚決変圧器を高効率変圧器に交換することにより生じるPCB廃棄物については、②(交換事業)の2)(7)及び(4)に従い、適正に処理すること3) 交換する変圧器が高効率変圧器であること②(交換事業)の3)に規定する省エネルギー基準達成率の変圧器であること
対象設備	7) 受入・供給施設(搬入・退出路を除く) / 小燃焼設備・焼却残さ 溶融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備/)が焼坊ス冷却設備 / 小発電設備、2) が大力、型理設備(2) 通風設備/ク) 灰出し設備/分排水処理設備(3) 海水の地理・資源化設備/分) 灰出し設備/分排水処理設備(3) 冷却、加温、洗浄、放流等に必 寒な設備/入)前外加温、洗浄、放流等に必 要な設備/入)前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設 備(前各号の設備と一体不可分であるものに限る)	7) 受入・供給施設 (搬入・退出路を除く) / () 脱水・乾燥設備/() 焼結設備/(1) 溶融設備/(1) 破砕設備/(1) 週別・分級設備/(4) 圧縮設 億/(2) 外景級((発生ガネの4) 用設備(含む) / (7) メンガス	7)受入・供給施設(搬入・退出路を除く) / ()脱水・乾燥設備/) 破砕終備/)選別・分級設備/)圧縮設備/)燃焼設備 (廃棄物燃料を(施予・) 料を情知時命/投入する設備/)削減設備/)削減設備/) 物処理設備/)均気、除じん、股臭設備/)前各号の設備の設置に 必要な電気、ガス、水道等の設備(前各号の設備と一体不可分であ るものに限る)		変圧器	変圧器
補助率	補助対象経費の1/3以下	補助対象経費の1/3以下	補助対象経費の1/3以下	補助対象経費の1/10	補助対象経費の1/3	(調査) 補助対象経費の1/10 (交換) 補助対象経費の1/3
上限/下限					【上限】 100万円/台	(交換) 【上限】 100万円/台
公募期間	2023/04/28~2023/06/01	2023/04/28~2023/06/01	2023/04/28~2023/06/01	2023/06/28~2023/10/31	2023/06/28~2023/10/31	2023/06/28~2023/10/31
注意事項						

ホームページの番号	6-6 (1)		3 (3)			
制度所管庁 執 行 機 関	環境省 一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会	1.11	境省 処理施設技術管理協会		境省 処理施設技術管理協会	
	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	令和 5 年度二酸化炭素排	出抑制対策事業費等補助金地域循環共生圏構築促進事業	令和 5 年度二酸化炭素排	出抑制対策事業費等補助金地域循環共生圏構築促進事業	
補助金名	電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、 これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業	熱導管等廃棄物の処理により生 これらの設備を運転制御するために必	じた熱を利活用するための設備、 3要な通信・制御設備等を導入する事業	廃棄物施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するための熱や電力を利活用す 設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する 3		
補助申請者	・民間企業(EV収集車・船舶の導入については収集業務の用に供する者とします。EV収集車の導入について リースによる場合は収集業務の用に供する者と貧渡しを業とする者の両者による申請とし、代表申請者は 貧渡しを業とする者とします。) ・地方公共団体 ・独立行政法人 ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ・その他環境大臣の承認を得て技管協が適当と認める者	・民間企業 ・地方公共団体 ・独立行政法人 ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ・その他環境大臣の承認を得て技管協が適当と認める者		・地方公共団体 ・独立行政法人 ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ・一般社団法人・一般財団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人		
補助対象経 費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費	、測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、	、測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	
	単年度事業 国庫債務負担行為事業	単年度事業	国庫債務負担行為事業	単年度事業	国庫債務負担行為事業	
対 象 事 業	電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業であって、以下の要件を全て満たすもの ①循環型社会形成推進法の基本原則に沿った事業であること ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設、並びに第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設、並びに第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する電力を利用する事業であること ③事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電力の利用先について合理的な検討がなされていること ③事業と施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電力の利用先について合理的な検討がなされていること ⑤斯熱すを開する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること ⑥斯熱すを用する場合は、フロンを用いないものであること ⑥再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条に定める発電事業計画の認定を受けて売電を行かないこと。なお、上記②の施設から直接自営線により終電を行う場合はこの限りではない。 ⑦産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること ⑧当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者によっ処理されること ⑧産業廃棄者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること	熱導管等廃棄物発電により生じた熱を利活用するため通信・制御設備等を導入する事業であって、以事業であって、以事業であるでのでは、では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では	を全て満たすものこと   こと   る一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設又は   がなされた施設又は届出を予定している施設、並び   を受けた施設から発生する熱を利用する事業である   熱の利用先について合理的な検討がなされているこ   計することができ、かつ、費用対効果の観点から、   ること   ついて電子情報処理組織に原則対応しているもので   稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優   産廃処理業者の認定を受けているか、補助事業申請	廃棄物施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備 置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査する事業であって、 ①循環型社会形成推進法の基本原則に沿った事業であること ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設、 受ける予定の施設、又は第9条の3の規定による面出がなされた施設又は届出を予定している施設、 に第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する電力や熱を利活用する 定の事業であること ③施設整備事業の実施に際しては計画が確実かつ合理的であること。特に、熱及び電力の利活用先の合理 な検討を行い、地域の活性化等を図る見込みがあること ④地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から 当該事業の効率性が高い事業であること ⑤産業廃棄物処理施設からのエネルギー利活用事業の実施主体には、現在、優良産廃処理業者の認定を受 ているか、補助事業申請から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令指定都市市長 認定をうける旨の誓約書を提出することを前提とする。 ⑥設備設置等の事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原 として優良産廃処理業者によって処理されるものであること		
対象設備	①EV収集車・船舶 ②給電蓄電システム等 ③電気供給設備、電気需要設備(自営線、受変電設備、付属設備) ④発電設備を系統と連携するための費用(廃棄物処理施設から特定した電力施設に電力を供給する場合に限る。) ⑤需要施設側の蓄電池(廃棄物処理施設から供給された電力を蓄電する場合に限る。) ⑥廃棄物発電により生じた電力を制御するために必要な通信・制御設備等(エネルギーマネジメントシステム)	①熱供給設備、熱需要設備(熱交換器、熱導管、ポンプ、温水ボイラ(バックアップ用)) ②ビニールハウス等の簡易的な建屋 ③廃棄物処理により生じた熱を制御するために必要な通信・制御設備等(エネルギーマネジメントシステム)				
補助率	補助対象経費の1/2 (対象設備の①は、同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合した ディーゼル収集車・船舶、ガソリン収集車・船舶、重油収集船舶の差額との3/4)	補助対象	費の1/2 定額		2額	
上限/下限	【補助上限額】 EV収集車 : 235,000円/トン-C02 それ以外 : 245,000円/トン-C02		上限額】 /トン-C02	【補助上限額	〕 1,500万円	
公募期間	2023/04/05~2023/04/21 2023/05/08~2023/05/26	2023/04/05~2023/04/21	2023/05/08~2023/05/26	2023/04/05~2023/04/21	2023/05/08~2023/05/26	
注意事項	第三次公募 2023/05/29~2023/06/16	第三次公募 2023/05/29~2023/06/16		第三次公募 2023/05/29~2023/06/16		

ホームページの番号	6-6		6-7	6-8	6-9
制度所管庁	環境省		国土交通省	国土交通省	経済産業省
執 行 機 関	一般財団法人全国浄化槽団体連合会 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 浄化槽システムの脱炭素推進事業		パシフィックコンサルタンツ株式会社 令和5年度流通業務の脱炭素化促進事業費補助金 物流脱炭素化促進事業費	株式会社NX総合研究所 令和5年度AI・IoTを活用した更なる 輸送効率化推進事業費補助金 新技術を用いたサブライチェーン全体の 輸送効率化推進事業	パ シフィッウコンサルタンツ㈱ンパ シフィッウブ ロサービ ス株 令和 5 年度AI・IoTを活用した更なる 輸送効率化推進事業費補助金 トラック輸送の省エネ化推進事
補助申請者	(2) 先進的省エネ型浄化槽への交換事業  ・民間企業(個人事業主を含む) ・独立行政法人(国立大学法人、公立大学法人を含む) ・和道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ・地方自治法第280条の2第1項に基づき認可を受けた地縁による団体 ・集合住宅・住宅団地等の自治会・管理組合など(任意団体を含む) ・学校法人、医療法人、社会福祉法人など ・法律により直接設立された団体 ・過去に交付規程に違反したことがない者 ・その他、環境大臣の承認を得て、全浄連が適当と認める者	(3) 再生可能エネルギー設備の導入事業	1) 倉庫事業者 2) 貨物運送事業者 3) 貨物利用運送事業者 4) トラックターミナル事業者等 5) その他〔1)~4)に掲げる事業者と共同で事業を実施する事業者(リース事業者・PPA事業者)	以下に掲げる者のみで構成する共通システムで連携する全ての事業者による共同申請ア 小売事業者・製造事業者等の荷主事業者 報送事業者 第21事業者 第21事業者 第21年業者 港湾輸送事業者 第21年 第21年 第21年 第21年 第21年 第21年 第21年 第21年	ア 貨物自動車運送事業者 (A、C) イ 第二種貨物利用運送事業者 (A、C) ウ 自家用トラック事業者 (A、C) エ ア又はイを構成員に含む団体 (A、C) オ 荷主等 (B、C) カ リース事業者 (A、B、C) ※ ( ) 内は、申請可能なシステムを示す。 A:車両動態管理ンステム B:予約受付システム等 C:配車計画システム ※ エとカは共同申請のみ可 ア、イ、ウとオは単独申請と共同申請が可
補助対象経 費	工事費 (本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費) 、設備費、業務費、事務費	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費			設計開発費・設備費・諸経費
対 象 事 業	①30人槽以上の浄化槽法に基づく既設合併浄化槽で、 浄化槽法第11条検査を受検しているもの(農業集落 排水施設、漁業集落排水施設、簡易排水施設を除く。) ②原則として下水道供用区域及び下水道法に基づく予 電別として下水道供用区域及び下水道法に基づく予 電プロワやポンプなどの電動機器類を最新型の高効率 機器へと改修し、タイマーやインバーターを使用( あるいは(3) 再エネ設備導入事業を併用)するなど して、対象機器類の(00)排出量を事業前に比して20 %以上削減できる事業	①(1)事業又は(2)事業と併せて再生可能エネルギー設備(太陽光発電、蓄電池等)の導入事業 ②再生可能エネルギー設備は、(1)又は(2)事業により改修又は交換した争化槽において必要とされる電力量を賄う設備え、平時及び災害時にその浄化槽で自家消費されることが可能なもの ③再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基く固定価格買取制度(FIT)による売電を行わないものであると同時に、FIP制度の認定を取得しないもの 《太陽光発電設備等の設置や電力供給等、実施にあたって関係諸法令・基準等を遵守するものであること ⑤(02排出量の削減が図れるもの	以下の「①創る」取組みから1つ以上、「②溜める」・「③使う」取組みから2つ以上をまとめて、一体的に取組む事業であること (1) 「①創る」取組み・太陽光発苑施設(新設/既設)の導入または活用・再生可能エネルギー電力の購入 (2) 「②溜める」・「③使う」取組み・蓄電池(新設/既設)の導入または活用・EV車両用充電設備の導入・EVトラック等車両の導入・先進的取組に必要な機器類等の導入	着荷主(小売事業者等)を含むサブライチににた金を体の関係事業者のもとサプライチににたを発生した。 となっています。 とないます。 とないまないます。 とないまないます。 とないまないます。 とないまないます。 とないまないまないまないます。 とないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	トラック事業者が車両動態管理システムを活用し、 有主等との連携による取組を行う事業であって、 ・主等との連携による取組を行う事業であって、 ・公募要領方を作成すること ・公募要領方を作成すること ・公募要領方を作成すること ・当該リスとを ・当該リスとを ・当該リスとを ・当該リスとを ・当市のるるとの取組をを実施する。 ・当なりを対し、との取組をを実施する。 ・当なりを力とであたりの取組を実施する。 全体では、とのなるとであたりの取組を実施する。 全体をすることであたりの数料削減率 取組を実施する。 ・当面値の事業者と荷主等とが連携した取組を実施する。 ・計画の解すとことの類別がが一規案のでの表はのでは、 ・輸送の省課題の解すたでの現効率携したの取組が、 ののよるであまたりの数にでいるが連携したの報報を表すが当該課題の解決をでの現場が事業の解決を表する。 ・輸送の名は、またのでは、また
対 象 設 備	30人槽以上の合併浄化槽に付属するブロワ―やポンプ などの電動機器類	・太陽光発電システム・蓄電池	・太陽光発電施設の新設(増設) ・蓄電池の新設(増設) ・EV充電設備の新設(増設) ・EVトラック等車両の導入 ・エネルギーマネジメントシステムの導入 ・先進的取組に必要な機器類の導入	・共通システム事業費(物流全体効率化システム導入費) 発荷主・輸送事業者・着荷主等の連携に必要な共通システムに要する経費 ・サブライチェーン輸送効率化機器事業費(AI・IoT等活用新技術導入費) 共通システムと関連する輸送効率化機器の導入に要する経費	・車両動態管理システム ・予約受付システム ・配車計画システム ※対象機器等の詳細は、公募要領p14~p29を参照
補助率	1/2	1/2	1/2	1/2	車両動態管理システム : 1/2以内 補助対象経費が24万円以上の場合、12万円 予約受付システム等 : 1/2以内 配車計画システム : 1/2以内 Al·loTによるシステム連携ツール : 1/2以内
上限/下限	【費用対効果の目標額】 8万円/t-C02 10万円/t-C02		2億円/事業者		【1事業者あたりの上限台数】 車両動態管理システム : 30台 【1事業者あたりの補助金上限額】 予約受付システム等 : 4,000万円 (パレタイズシステムのみ5,000万円) 配車計画システム : 4,000万円 AI・IoTによるシステム連携ツール : なし
公募期間	2023/04/20~2023/11/30 2023/04/20~2023/11/30	2023/04/20~2023/11/30	2023/05/19~2023/06/16	2023/06/09~2023/07/07	2023/07/12~2023/07/25
注 意 事 項					二次公募 2023/08/09~2023/08/22 三次公募 2023/09/08~2023/09/21

ホームページの番号	4-1	(1)	4-1 (2)	4-2
制度所管庁		経済産業省		経済産業省
執 行 機 関		一般社団法人次世代自動車振興センター		一般社団法人次世代自動車振興センター
補助金名	クリーンエネル	ギー自動車の普及・促進に向けた充電・充てんインフラ等	F導入促進補助金 	クリーン自動車導入促進補助金
間別亚石	充電設備	V 2 H充放電設備・外部給電器	水素充てんインフラ整備事業	クリーンエネルギー自動車
補助申請者	1 地方公共団体 2 法人 (マンション管理組合法人を含む) 3 法人格をもたないマンション管理組合法人 4 個人 (共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者、 月極駐車場の所有者、月極駐車場の契約者等)	1 地方公共団体 2 法人 (マンション管理組合法人、町内会 (認可地 縁団体) を含む。) 3 法人格をもたないマンション管理組合 4 個人	1 日本法人(登記法人)である民間会社 2 個人事業主 3 地方公共団体等	1 地方公共 (独立行 2 個人 3 リース会
補助対象経 費	充電設備の購入費及び設置工事費	V2H充放電設備購入費及び設置工事費	設備購入費、設計・工事・経費等一式	
対 象 事 業	1 高速道路のSA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電) 「高速道路SA・PA」「道の駅」「給油所」「至高速道路SA・PA」「道の駅」「給油所」「重要な経路充電大に電気自動車等の利便は向上の観点から特に有効と考えられる施設における充電設備設置事業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)「商業施設および宿泊施設等」と考えら電気に上の観点から特に有電設と備設置事業(の利便性自上の観点から特に有電設書系の主の主の地方で記録は点から特に有電設書が展示をいたのが、事業・分譲または賃貸の「マンション等」に属する駐車場とは登録または賃貸の「マンション等」に属する駐車場に移転車場」における基礎充電のための充電設備設置事業・「月置事業・「場等」に勤務する従業員が利用はおける基礎充電のための充電設備設置事業と「事場にを対している基礎充電のための充電設備設置事業と「事業者が所有する社有車のよめの充電設備設置事業といる基礎充電のための充電設備設置事業といる基礎充電のための充電設備設置事業といる基礎充電のための充電設備設置事業といる基礎充電のための充電設備設置事業といる基礎充電のための充電設備設置事業といる基礎充電のための充電設備設置事業	設置場所 地方公共団体・町内会等施設/ マンション等(共用分電盤)/ その他施設/個人宅 以下の要件を全て満たした事業であること (1)~(11) (略) (12) 設置したV2H充放電設備および取得額が50万円以上の屋根・小屋等の付帯設備は処分制限期間5年を満了できること。こと。 (13) 補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込であること・・・・・(以下、略)・・・・ (14) 申請者は一切で、国・地方公共団体からセンターが情報提供の要請があった場合はには、センターが情報提供するV2H充放電設備の設置に関する情報提供の要請があった場合には、モンターが情報提供する以上形放電設備の利用について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること(V2H充放電設備の賃貸物件へのリースの場合と、賃借人に可能な範囲で協力を要請すること)。 (15)~(16) (略)	1 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること 2 新設助金で改置された移動式水素供給設備につき、より効金で設置された移動式水素供給設備につき、より設置された行うために、設置場所となり、設置・日本では、設定新りでは、設定ができまれた。とのでは、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	次の掲げる福でのようとは 東後を重した 東後を面出出した 東後を面出出した 東後を面出出した 東後を面出出した 東後を面出出した 東後を面出出した 東京ラギールーに、 一が承認出出した 東京ラギールーに、 一が承認出出した 東京ラギールーに、 一が表面出出した 東京ラギールーに、 一が表面出出した。 東京ラギールーに、 東京ラギールーに、 東京の東面は、 東京の東京の東面は、 東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東
対象設備	・急速充電設備(蓄電池付き急速充電設備を含む) ・普通充電設備 ・充電用コンセントスタンド ・充電用コンセント	・V2H充放電設備	受電設備/原料ガス設備/水素製造設備/水素液化設備/液化水素貯蔵・気化器/水素溶化設備/液化水素貯蔵・気化器/水素輸送用設備・接続装置/圧縮機/蓄圧器/ディスペンサー/ブレクーラー/冷却水装置/討装空気設備・窒素設備/放水設備・貯水槽/制御装置・監視装置・検知警報装置/x	
補助率	充電設備購入費 定額(1/1)又は1/2 充電設備の設置工事費 定額(1/1)又は1/2	設備購入費 設置工事費 工事内容の申告額からセンターが 項目毎に審査し算定した額	1/2又は2/3	募
上限/下限	充電設備の購入費 事業区分毎及び設備の種類毎に上限額 (設備の機種毎も上限額あり) 充電設備の設置工事費 事業区分毎及び設備の種類毎に上限額	設備購入費 ・銘柄毎にセンターが定める補助金交付上限額 設置工事費 ・センターが定める工事の項目ごとの補助金交付上限 額 ・設置条件により定める補助金交付上限額	設備の規模別に補助上限額の設定あり	
公募期間	2023/03/31~2023/09/29	2023/03/31~2023/10/31	2023/04/17~2023/05/10 二次公募 2023/07/頃~2023/07/頃	
注 意 事 項			三次公募 2023/10/頃~2023/10/頃	



ホームページの番号	4	-3	4-4	4-5	4-6
制度所管庁		흕섭 있는 사람 다른 사람들은 사람들은 기계를 받는다.	環境省 公益財団法人日本自動車輸送技術協会	環境省	環境省
執 行 機 関 補 助 金 名		公益財団法人日本自動車輸送技術協会 5 年度 引対策事業費補助金 动化促進事業 タクシー	公益財団法人日本目	一般社団法人地域循環共生社会連携協会 令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 再エネ×電動車の同時導入による 脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業	一般財団法人環境優良車普及機構 令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 低炭素ディーゼルトラック普及加速化事業
補助申請者	次に掲げる者のうち、国で定める目標(目安)等に準じる非化石エネルギー自動車の導入を設定している事業者 1 貨物自動車運送事業者 2 自家用商用車(トラック等)を業務に使用する者(車両総重量2.5トン超の車両に限る。) 3 商用車(トラック等)の貸渡しを業とする者(1、2に貸渡しする者に限る。) 4 地方公共団体 5 その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者	次に掲げる者のうち、国で定める目標(目安)に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している者 1 タクシー車両の資及計画を設定している者 1 タクシー車両の資波し(リース)を業とする者(1の者に貸し渡す者に限る。) 3 自らが所有するタクシー車両を一般乗用旅客自動車運送事業者に貸与の上、旅客運送を委託する地方公共団体 特定旅客運送等業計(自らが所有するタクシー車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等 5 タクシー車票の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗用旅客運送事業者に、自らが所有するタクシー車両を貸与する者 その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者	1 トラックを事業の用に供する者 2 バスを事業の用に供する者 3 トラック又はバスの貧渡し(リース)を業とす る者	ア 民間企業 イ 地方公共団体 ウ 独立行政法人 エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人 公益財団法人 オ 上記のアからエ及び力の者に対し、ファイナン スリース又はオペレーションリースにより提供す る契約を行う民間企業 カ その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者 (法人格を有する者に限る。)	① 以下のア〜ウに該当する者であって、中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)であることアー般貨物自動車運送事業者イ特定貨物自動車運送事業者ウ第二種貨物利用運送事業者② 上記①に貸渡す自動車リース事業者
補助対象経 費	車両購入費	車両購入費	購入費(車両、充電設備)	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費)、設備費、業務費、事務費	低炭素ディーゼルトラック購入費
対 象 事 業	事業者が、電気自動車 (BEV) 、ブラグインハイブリッド自動車 (PCV) であって、予め環境省の事前登録を受けたトラックを導入する事業 ※車両総重量2.5トン超の車両 (事業用、自家用ともに補助対象 に補助対象 2.5トン以下の車両 (事業用のみ補助対象) ※事前登録があった車両は、7社16車種以下のURLのページから閲覧可能 https://www.levo.or.jp/fukyu/evhojo/2023/ev_index.html	事業者が、次に掲げる自動車であって、当財団のホームスページに掲載されているす。「クリると自動車車以は事前登録された自動車をタクシーとして導入する事業  1 電気自動車(電気を動力源として、かつ、動力源とも電気を外部から充電も動車)として、かつ、動力源とも電力がある自動車(アンジンともである自動車)とのでは合わせた動力源をもち、かつ、外部をでは合わせた動力源でももち、外部である充電設備を備えている方を電設備を備えている方を記しまって駆動するをでは、大力が、対対のでは、大力が、対対では、大力が、対対では、大力が、対対では、大力が、対対では、大力が、対対では、大力が、対対では、大力が、対対では、大力が、対対では、大力が、対対では、大力が、対対では、大力が、対対が、大力が、対対が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力	事業者が次に掲げるトラック又はバスであって継続的に製造され市場において販売することが予定された地のもの(環境配慮型先進トラック、環境配慮型先進バス)及び充電設備を導入する事業 (1電気自動車(環境配慮型先進バスに限る。ハイブリッド自動車で表さのは、2015年度を含む)(2)ハイブリッド自動車であって、2015年度の機以上の二酸化炭素排出削減が可能なものであること。) (4)充電設備(本事業による環境配慮型先進車として導入される電気自動車の充電に必要な充電設備であること、他)	ア 申請車面について、カーシを満たすこと a. 平常時に公開車として使用して、災害時に限る。 w. で表示をは、以ず、地域性民等に有償として使用して、災害時にといる。 が、社員等に有償又は無償でした。 と、平常時に社用車として使用した。 と、一、では、一、で、一、で、一、で、一、で、一、で、一、で、一、で、一、で、一、	1 車両総重量3.5トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること ア 「2015年度燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成28年排ガス規制以降の排ガス規制に適合しているもの」(車両総重量12 t 超の大型車)イ「2015年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「平成28年排ガス規制以降の排ガス規制に適合しているもの」(車両総重量12 t 以下の中・小型車) ※ 上記車両の導入に当たり、廃車を伴う場合は、平成25年度以前に初度登録された事業用トラックであり、導入する車両と同区分(大型・中型・小型)の事業用トラックを廃車すること ※ 1事業者当たりの申請可能台数は4台 2 エコドライブによるCO2削減への取り組みを行うこと
対 象 設 備	上欄を参照	上欄を参照	環境配慮型先進トラック     ハイブリッド自動車     天然ガス自動車     環境配慮型先進バス(定員11人以上に限る)     電気自動車(プラグインハイブリッド自動車を含む)     ハイブリッド自動車     天然ガス自動車     天然ガス自動車     充電設備	1 電気自動車 2 ブラグインハイブリッド自動車 3 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備 4 再生可能エネルギー発電設備設置工事 5 外部給電器 6 V2H充放電設備 7 V2H充放電設備設置工事費 8 充電設備 9 充電設備設置工事費	・燃費基準5%以上達成車(大型車) ・燃費基準10%以上達成車(中型車・小型車) ※2015年燃費基準比
補助率	https://www.levo.or.jp/fukyu/evhojo/2023/ev_index.html	1 電気自動車 車両本体価格の1/4 2 ブラグインハイブリッド自動車 車両本体価格の1/5 3 燃料電池自動車 車両本体価格の1/3	自動車:補助対象となる環境配慮型先進自動車と同クラスの標準的 燃費基準自動車との価格の差額の1/2 (ハイブリッド自動車・天然 ガス自動車) 又は1/3 (電気自動車 (ブラグインハイブリッド自動 車を含む。)) 充電設備:充電設備の価格と充電設備工事費の和の1/2	対象設備の1、2又は5 1/3 対象設備の3、4、6又は8 1/2 対象設備の7又は9 1/1	低炭素ディーゼルトラックの導入に必要な経費の うち、機構が承認した経費と機構が定めた基準額 のうち低い方
上限/下限		【車両本体価格の上限】 電気自動車及びブラグインハイブリッド自動車 600万円 燃料電池自動車 1,000万円		【交付額の上限】 1億円 ※対象設備毎の上限額あり(公募要領のp9を参照)	[大型車] 燃費基準≧10% 廃車有:75万円、廃車無:50万円 燃費基準≥5% & <10% 廃車有:50万円、廃車無:37.5万円 (中型車) 燃費基準≥10% 廃車有:42万円、廃車無:28万円 (小型車) 燃費基準≥10% 廃車有:15万円、廃車無:10万円 ※上記燃費基準に適合し、2025年燃費基準達成車には、5万円加算
公募期間	2023/06/27~2024/01/31	2023/06/27~2024/01/31	2023/06/01~2024/01/31	2023/03/24~2023/06/30 二次公募 2023/08/01~2023/10/31	2023/05/29~2024/01/31
注 意 事 項					